平成２９年（フ）第５２８号
静岡県浜松市南区芳川町230番地　南陽ハイツ202
債務者　倉中ヨシオこと　クラナカ　ラエルシオ　ヨシオ
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１号
熊本県上天草市龍ケ岳町大道3771番地
債務者　中園　**隆**岳
1　決定年月日時　平成30年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月26日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２９年（フ）第１１０号
栃木県足利市常見町１丁目９番地14
債務者　田所美由紀（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第１１２号
栃木県佐野市植野町1875番地１　エンジェルA102、前住所東京都調布市多摩川１丁目７番地１　レクセルガーデン調布312
債務者　堀場希代子
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第１１３号
栃木県足利市山下町1312番地７　103号
債務者　木暮　恭一
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成３０年（フ）第１７８号
東京都世田谷区北烏山９丁目18―29―206
債務者　長崎　一貴
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７９号
東京都大田区蒲田本町２丁目12―６　第三丸昭
債務者　棚澤さよ子
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８４号
東京都杉並区梅里２丁目８―12―13
債務者　黒木　一隆
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８６号
東京都東大和市向原５丁目1024―９
債務者　笹沼　　淳
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７８７号
横浜市港南区野庭町618番地　野庭団地３棟3312号
債務者　永幡　俊裕
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９９９号
横浜市旭区上白根３―25―16　プラザ富士横浜B04、住民票上の住所青森県五所川原市金木町朝日山427番地
債務者　藤元　昭浩
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７号
神奈川県茅ヶ崎市柳島1840番地　浜前ハイツ202
債務者　青木　由紀
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５３８号
静岡市清水区向田町12番10号　グレイスタカホ　106号
債務者　串田　光子
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６０５号
静岡県榛原郡吉田町片岡344番地の９
債務者　良知　克弘
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６１２号
静岡県榛原郡吉田町川尻2837番地、旧住所愛知県稲沢市平和町下起中226番地９
債務者　丸川セルソ（ＭＡＲＵＫＡＷＡ　ＣＥＬＳＯ）
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部